

改 正	現 行
<b>防炎ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程</b>	<b>防炎ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程</b>
制 定 平成 13 年 1 月 1 日	制 定 平成 13 年 1 月 1 日
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、「防炎性能確認業務規程」(平成13年1月1日制定。以下「確認業務規程」という。)第11条の規定に基づく防炎ラベル及び防炎薬剤ラベル(以下「防炎ラベル等」という。)の交付及び表示並びにカーテン用補助ラベルの支給、添付及び縫付け、同第13条及び第14条の規定に基づく抜取・試買及び調査並びに同第15条の規定に基づく調査結果に応じた措置の実施等について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、「防炎性能確認業務規程」(平成13年1月1日制定。以下「確認業務規程」という。)第11条の規定に基づく防炎ラベル及び防炎薬剤ラベルの交付、同第13条及び第14条の規定に基づく抜取・試買及び調査並びに同第15条の規定に基づく調査結果に応じた措置の実施等について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(防炎ラベル等の様式)</p> <p>第2条 防炎ラベル 等及び第4条第2項のカーテン用補助ラベルの様式は、別に定める「防炎ラベル等の様式に関する要領」によるものとする。</p>	<p>(防炎ラベル等の様式)</p> <p>第2条 防炎ラベル及び防炎薬剤ラベル(以下「防炎ラベル等」という。)の様式は、別に定める「防炎ラベル等の様式に関する要領」によるものとする。</p>
<p>(防炎ラベル等の交付申請)</p> <p>第3条 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第4条の4第1項第1号の登録を受けた者(以下「登録表示者」という。)が防炎ラベルの交付を受けようとするときは、別記様式第1の防炎ラベル交付申請書により、公益財団法人日本防炎協会(以下「協会」という。)に申請しなければならない。ただし、理事長が認める団体の構成員である登録表示者が申請する場合にあっては、理事長が認める様式の申請書を用いることができるものとする。</p> <p>2 試験番号を協会に登録している防炎薬剤メーカーが防炎薬剤ラベルの交付を受けようとするときは、別記様式第2の防炎薬剤ラベル交付申請書により協会に申請しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する防炎ラベル等の交付申請書は、原則として登録表示者又は防炎薬剤メーカー(以下「登録表示者等」という。)の所在地を担当する協会の本部又は地区事務所に提出するものとする。</p> <p>4 協会の本部又は地区事務所の所在地及び担当区域は、確認業務規程別表第2のとおりとする。</p>	<p>(防炎ラベル等の交付申請)</p> <p>第3条 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第4条の4第1項第1号の登録を受けた者(以下「登録表示者」という。)が防炎ラベルの交付を受けようとするときは、別記様式第1の防炎ラベル交付申請書により、公益財団法人日本防炎協会(以下「協会」という。)に申請しなければならない。ただし、理事長が認める団体の構成員である登録表示者が申請する場合にあっては、理事長が認める様式の申請書を用いることができるものとする。</p> <p>2 試験番号を協会に登録している防炎薬剤メーカーが防炎薬剤ラベルの交付を受けようとするときは、別記様式第2の防炎薬剤ラベル交付申請書により協会に申請しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する防炎ラベル等の交付申請書は、原則として登録表示者又は防炎薬剤メーカー(以下「登録表示者等」という。)の所在地を担当する協会の本部又は地区事務所に提出するものとする。</p> <p>4 協会の本部又は地区事務所の所在地及び担当区域は、確認業務規程別表第2のとおりとする。</p>
<p>(防炎ラベル等の交付)</p> <p>第4条 協会は、防炎ラベル等の交付申請を受けたときは、防炎ラベルにあっては、当該申請者が登録表示者であって、協会に登録された防炎物品に係る申請であることを確認した後に防炎ラベルを交付するものとする。また、工事用シートに係る防炎ラベルのうち溶着によるものの申請にあっては、当該申請者である登録表示者が適正な溶着技術を有することを別に定める方法により確認した後に、防炎薬剤ラベルの申請にあっては、当該申請者である防炎薬剤メーカーが性能表示を付そうとする防炎薬剤の試験番号を協会に登録していることを確認した後に、ポリエスチル二次加工に係る防炎二次加工識別番号の登録を受けた防炎処理業者からの防炎ラベルの申請にあっては、防炎二次加工識別番号を確認した後に、それぞれ防炎ラベル等を交付するものとする。</p>	<p>(防炎ラベル等の交付)</p> <p>第4条 協会は、防炎ラベル等の交付申請を受けたときは、防炎ラベルにあっては、当該申請者が登録表示者であって、協会に登録された防炎物品に係る申請であることを確認した後に防炎ラベルを交付するものとする。また、工事用シートに係る防炎ラベルのうち溶着によるものの申請にあっては、当該申請者である登録表示者が適正な溶着技術を有することを別に定める方法により確認した後に、防炎薬剤ラベルの申請にあっては、当該申請者である防炎薬剤メーカーが性能表示を付そうとする防炎薬剤の試験番号を協会に登録していることを確認した後に、ポリエスチル二次加工に係る防炎二次加工識別番号の登録を受けた防炎処理業者からの防炎ラベルの申請にあっては、防炎二次加工識別番号を確認した後に、それぞれ防炎ラベル等を交付するものとする。</p>

<p>2 协会はカーテンについての(イ)(ロ)(ハ)の各防炎ラベル(「防炎ラベル等の様式に関する要領」に定める防炎ラベルの様式(イ)(ロ)(ハ)であるもの。以下同じ。)を交付するときは、必要に応じカーテン用補助ラベルを支給するものとする。この場合、材料ラベルにあっては防炎ラベル1枚につき複数枚のカーテン用補助ラベルの支給ができるものとする。</p>	
<p>(防炎ラベル等の管理及び使用)</p>	
<p>第5条 防炎ラベル等の交付を受けた者は適正な管理のもと防炎ラベル等による表示を付するものとする。この場合において、カーテンについての(イ)(ロ)(ハ)の各防炎ラベルによる表示には、当該表示に併せて、カーテン材料についてはカーテン用補助ラベルを添付、カーテン物品についてはカーテン用補助ラベルを縫付けするものとする。</p>	<p>(防炎ラベル等の管理 _____)</p>
<p>2 防炎ラベル等の交付を受けた者は、防炎ラベル等についての管理責任者を定め、防炎ラベル等の受払い及び当該防炎物品又は防炎薬剤の試験番号が協会に登録したものであるかどうかの確認など管理に必要な業務を行わせ、その状況を別記様式第3の防炎ラベル等受払記録簿に記録させるとともに、毎月の使用状況を別記様式第4の防炎ラベル等使用報告書により、翌月7日までに登録表示者等の所在地を担当する協会の本部又は地区事務所に報告するものとする。</p>	<p>第5条 _____</p>
<p>3 カーテン用補助ラベルの支給を受けた者は、前項の管理責任者に防炎物品の製造、処理、輸入に係る試験番号及びロット表示(当該製造、処理、輸入に係る一連の工程を示すもの)とカーテン用補助ラベルの番号との突合せ記録等管理に必要な業務を行わせなければならない。</p>	<p>防炎ラベル等の交付を受けた者は、防炎ラベル等についての管理責任者を定め、防炎ラベル等の受払い及び当該防炎物品又は防炎薬剤の試験番号が協会に登録したものであるかどうかの確認など管理に必要な業務を行わせ、その状況を別記様式第3の防炎ラベル等受払記録簿に記録させるとともに、毎月の使用状況を別記様式第4の防炎ラベル等使用報告書により、翌月7日までに登録表示者等の所在地を担当する協会の本部又は地区事務所に報告するものとする。</p>
<p>4 協会は、登録表示者等の防炎ラベル等の管理状況について関係者の承諾を得て調査することができる。</p>	<p>2 協会は、登録表示者等の防炎ラベル等の管理状況について関係者の承諾を得て調査することができる。</p>
<p>5 協会は、登録表示者のカーテン用補助ラベルの管理状況について関係者の承諾を得て調査することができる。</p>	
<p>(防炎物品及び防炎薬剤の品質管理)</p>	
<p>第6条 登録表示者である製造業者、防炎処理業者、輸入販売業者及び防炎薬剤メーカーは、試験番号を協会に登録した防炎物品又は防炎薬剤を製造、防炎処理又は輸入したときは、その品種ごとに防炎物品にあっては当該防炎物品の確認申請の際に提出した防炎物品の品質管理方法説明書に従った頻度により規則第4条の3に規定する防炎性能試験(以下「試験」という。)を実施し、防炎薬剤にあっては当該防炎薬剤メーカーが規定した方法及び頻度による防炎薬剤分析に基づく合否判定を実施し、それぞれの結果を記録しておくとともに、試験状況を品種ごとに別記様式第5から第8までのいずれかの防炎性能試験結果報告書により、試験実施の翌月7日までに前条第1項に定める防炎ラベル等使用報告書に添えて協会に報告するものとする。この場合において、防炎処理業者が防炎対象物品等を防炎処理する場合にあっては、その都度同一材料の試験片を用いて試験を実施するものとする。</p>	<p>(防炎物品及び防炎薬剤の品質管理)</p>
<p>2 協会は、前項の試験の実施状況(防炎対象物品等を防炎処理する防炎処理業者にあっては、設備の状況、防炎処理の方法その他品質管理のために必要な事項を含む。)等の品質管理の状況について定期に又は必要に応じ随時に調査するとともに、協会が別に定める要領に基づき収集した試料の試験を行うものとする。</p>	<p>第6条 登録表示者である製造業者、防炎処理業者、輸入販売業者及び防炎薬剤メーカーは、試験番号を協会に登録した防炎物品又は防炎薬剤を製造、防炎処理又は輸入したときは、その品種ごとに防炎物品にあっては当該防炎物品の確認申請の際に提出した防炎物品の品質管理方法説明書に従った頻度により規則第4条の3に規定する防炎性能試験(以下「試験」という。)を実施し、防炎薬剤にあっては当該防炎薬剤メーカーが規定した方法及び頻度による防炎薬剤分析に基づく合否判定を実施し、それぞれの結果を記録しておくとともに、試験状況を品種ごとに別記様式第5から第8までのいずれかの防炎性能試験結果報告書により、試験実施の翌月7日までに前条第1項に定める防炎ラベル等使用報告書に添えて協会に報告するものとする。この場合において、防炎処理業者が防炎対象物品等を防炎処理する場合にあっては、その都度同一材料の試験片を用いて試験を実施するものとする。</p>
<p>3 協会は、試験番号を協会に登録した防炎物品及び防炎薬剤の品質管理の状況について、関係者の承諾を得て調査することができる。</p>	<p>2 協会は、前項の試験の実施状況(防炎対象物品等を防炎処理する防炎処理業者にあっては、設備の状況、防炎処理の方法その他品質管理のために必要な事項を含む。)等の品質管理の状況について定期に又は必要に応じ随時に調査するとともに、協会が別に定める要領に基づき収集した試料の試験を行うものとする。</p>
	<p>3 協会は、試験番号を協会に登録した防炎物品及び防炎薬剤の品質管理の状況について、関係者の承諾を得て調査することができる。</p>

(抜取・試買調査)

第7条 協会は、防炎物品について、協会が別に定める要領に基づき試料を収集し、試験を行い、品質管理の状況等を調査するものとする。  
2 協会は前項により収集した試料についてカーテン用補助ラベルの縫付け状況について調査するものとする。

(調査等の結果に対する措置)

第8条 第5条第4項、第6条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定に基づく調査の結果、必要な管理が適正に行われていないと認められる場合にあっては、関係する登録表示者等に対し是正等の指示を行うとともに、協会が別に定める「防炎物品に係る不適合等に対する措置に関する規程」により、確認の取消し、試験番号の抹消、防炎ラベル等の交付停止等の措置を行うものとする。

2 協会は、第5条第5項及び前条第2項の調査の結果、カーテン用補助ラベルの管理、添付及び縫付け等が適正に行われていないと認められる場合にあっては、関係する登録表示者に対しカーテン用補助ラベルの適正な管理、添付及び縫付け等の是正等の措置について期限を限って講ずるよう指示を行う。

3 協会は、前項の是正等の措置が期限を過ぎても講じられない場合は、講じたと認められるまでの間、当該登録表示者に対して防炎ラベルの交付を行わないものとする。

(防炎ラベル等の交付手数料)

第9条 防炎ラベル等の交付手数料は、協会が別に定める「防炎物品に係る確認業務及び防炎ラベル交付等に関する手数料規程」によるものとする。

附 則

この規程は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年9月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、協会が一括交付団体として認めた団体に属していた登録表示者にあっては、改正後の規程第3条第1項及び第5条第1項の規定については、平成23年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第5条第1項後段の規程は、平成27年4月1日以降に製造、処理、輸入されたカーテンについて適用するものとする。

(抜取・試買調査)

第7条 協会は、防炎物品について、協会が別に定める要領に基づき試料を収集し、試験を行い、品質管理の状況等を調査するものとする。

(調査等の結果に対する措置)

第8条 第5条第2項、第6条第2項及び第3項並びに前条\_\_\_\_\_の規定に基づく調査の結果、必要な管理が適正に行われていないと認められる場合にあっては、関係する登録表示者等に対し是正等の指示を行うとともに、協会が別に定める「防炎物品に係る不適合等に対する措置に関する規程」により、確認の取消し、試験番号の抹消、防炎ラベル等の交付停止等の措置を行うものとする。

(防炎ラベル等の交付手数料)

第9条 防炎ラベル等の交付手数料は、協会が別に定める「防炎物品に係る確認業務及び防炎ラベル交付等に関する手数料規程」によるものとする。

附 則

この規程は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年9月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、協会が一括交付団体として認めた団体に属していた登録表示者にあっては、改正後の規程第3条第1項及び第5条第1項の規定については、平成23年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。